

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年11月
浦安市

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等

本市の技能労務職の平成19年度の職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等の状況は下記のとおりです。

区分	人数(人)	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)
清掃職員	19	51.1	350,300	419,600
学校給食員	29	56.5	341,400	387,500
守衛	3	45.5	317,300	407,300
用務員	18	53.1	334,200	384,000
自動車運転手	3	49.3	345,300	415,600
その他	34	47.6	309,000	368,000
計	106	51.6	330,800	387,800

平成19年4月1日現在

「平均給与月額」は、給料月額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当を含んだ額です。(特殊勤務手当、時間外手当等を除いている。)

(2) 民間職種別平均給与・平均年齢等

国の調査による民間の技能労務職の平均給与・平均年齢等の状況は下記のとおりです。

区分	平均年齢(歳)	平均給与月額(円)
調理員	43.1	282,300
守衛	58.8	246,100
用務員	53.9	227,200
自家用乗用自動車運転者	48.1	331,300

厚生労働省「賃金構造基本計画調査」の公表データ都道府県別千葉県より抜粋(平成16～18年3ヵ年平均)
なお、「用務員」は全国平均を使用

* 技能労務職の職種と民間の類似職種は、浦安市が正規職員のみの数値であり、民間データは短時間雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員等も含んでいることから経験年数・業務内容・雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

(3) 年齢別の平均給与

本市の平成19年地方公務員給与実態調査より、技能労務職の年齢別の平均給与は下記のとおりです。

技能労務職(全体)

(単位:人・百円)

区分	合計		32～35歳		36～39歳		40～43歳		44～47歳	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
合計	106	4,067	1	2,680	7	3,285	16	3,634	12	3,997
大学卒	1	3,620	-	-	-	-	-	-	-	-
短大卒	9	3,848	-	-	-	-	1	2,792	1	4,073
高校卒	64	3,969	1	2,680	6	3,298	14	3,696	10	3,914
中学卒	32	4,339	-	-	1	3,207	1	3,603	1	4,756

区分	48～51歳		52～55歳		56～59歳		60～63歳		年齢	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	合計月数(月)	平均年齢(歳・月)
合計	14	4,378	14	4,031	34	4,402	8	3,990	65,574	51.7
大学卒	1	3,620	-	-	-	-	-	-	600	50.0
短大卒	1	3,897	3	4,112	3	3,846	-	-	5,716	52.1
高校卒	8	4,418	8	4,031	13	4,402	4	3,961	37,756	49.2
中学卒	4	4,607	3	3,950	18	4,496	4	4,019	21,502	56.0

(4) 本市の給与に関する事項

本市においては、技能労務職の給料表は一般行政職の給料表と同じ行政職給料表を使用しております。

昇格は、5級までとなっており、55歳以上より昇級抑制を行っております。

手当については、地域手当・扶養手当・住居手当・時間外手当・期末勤勉手当・特殊勤務手当を支給しております。

技能労務職に支給している特殊勤務手当

手当名	具体的内容	支給対象職員	支給方法	支給金額
危険作業手当	凶暴性精神疾患患者の救護収容 在宅結核患者の調査及び療養指導 消毒または病虫害防除等の散布に従事した職員 市施工の工事現場における身体に著しく危険な作業 水防その他災害救助における著しく危険な作業 その他市長が特に認めた危険な作業	左記作業に従事した職員	日額	500円
動物死体処理手当	動物の死体処理(運搬等)	左記作業に従事した職員	1件	300円
清掃業務手当	下水、道路及び公園の清掃作業	左記作業に従事した職員	日額	500円
じん芥処理作業手当	じん芥の処理(焼却等)	左記作業に従事した職員	日額	500円
土木建築技術者手当	土木・建築等に関する業務	左記作業に従事した職員	月額	5,000円
ボイラー技術者管理手当	当該施設のボイラー設備の管理	管理の責めに任ずる職員	月額	2,000円
電気主任技術者管理手当	当該施設の電気設備の管理	管理の責めに任ずる職員	月額	3,000円
社会福祉業務手当	ホームヘルパーの職務にある者	左記職務にある職員	月額	3,000円
給食調理手当	学校給食の調理	左記作業に従事した職員	月額	2,000円

2. 基本的な考え方

給料に関しては、平成18年度に給与構造の見直しにより給料水準を平均4.8%引き下げ、55歳昇給の抑制を行っており、今後の給与に関する見直しとしては、特殊勤務手当の見直しを行うことが考えられる。

また、技能労務職員は、平成13年度より退職者の補充をしておらず、今後も実施していくことにより、職員数の削減ができる考える。

3. 具体的な取組内容

国及び県、各市町村の動向を確認し、適正な水準になるよう努めていく。

具体的には、現在、9種の特殊勤務手当を支給していますが、給食調理手当及び社会福祉業務手当(ホームヘルパー)の見直しについて、取り組んでいく。

4. その他

職員の削減の見込みとして、55歳以上の職員が平成19年4月1日現在49人おり、今後も退職者不補充の予定であるため、5年後には職員数が現在の約半数になる見通しである。

また、業務の見直しにより民間委託の推進や臨時職員、再任用の活用を検討することも考えられる。